

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和6年4月1日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）小中学校における薬品の保管・管理について

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（平成31年1月15日付30初教課第32号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の管理強化を一層推進することが求められている。

今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、竹原中学校において、薬品保管庫の転倒防止措置が講じられていなかった。地震等による転倒の可能性が危惧されることから早急に対策を講じられたい。

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理にあたっては、品目、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の数量と管理簿との照合を行う対応が求められている。

今回3小学校、2中学校で管理簿における管理状況について確認を行ったところ、使用目的が確認できない書式が見受けられた。今後は、必要項目が記入できる統一書式の管理簿を整備し、薬品の管理を確実に実施されたい。

また、保管庫及び保管庫の置かれている部屋の鍵については、職員室で厳重に管理するよう徹底されたい。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

添付写真のとおり、薬品の保管、管理については徹底しました。

全学校統一様式を作成し、令和6年度から使用するよう通知します。



監査意見（１）小中学校における現金の取扱いについて

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

PTA 会費等の現金保管については、紛失等のリスクがあり学校で取扱わないことが望ましいが、PTA 会費を児童生徒が持参して教頭等が預り、PTA の会計担当者に手交する方法を続けている学校もある。今後は、保護者から PTA 会計担当者の口座に直接振り込むなどの方法を指導されたい。

措置状況

(措置済、**改善中**、未措置)

尾崎小学校、小坂小学校で現金で取り扱うことがあったが、全て PTA 会計へ直接振り込む方法に変更しました。

監査意見（２）小中学校の危機管理マニュアルについて

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や財産を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。

今回、監査を実施した 3 小学校、2 中学校については、教育委員会の指導の下、各学校の实情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の安全を確保する体制が整備されていた。

近年は不審者や想定外の自然災害への対応など、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題も多く存在していることから、今回の監査で確認された未対応の事態に対する体制等を早急に整備し、危険等が発生した際に教職員、児童生徒が円滑かつ的確に対応ができるよう訓練を実施し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行い、児童生徒等の安全の確保をしていただきたい。

なお、危機管理マニュアルは、教職員全員に配付している学校と職員室のみで保管している学校があった。危機管理マニュアルは教職員全員が常に確認できる状況にあることが必要であり、全員に配付されていない学校においては、概要版の作成等の工夫をされ、職員会議等で配布し、その内容について周知徹底していただきたい。

措置状況

(措置済、**改善中**、未措置)

全教職員がマニュアルを持つように、校長会で周知していきます。